

5 敷地内の通路

【基本的な考え方】

- ・道路や駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路は、利用者が安全かつ円滑に通行できるよう、滑りにくい仕上げ、段差の解消、幅の確保、視覚障害者の誘導等のほか、分かりやすい動線、歩車分離、夜間の照明等についても考慮します。
- ・障害者や高齢者等、行動上の制約を受ける利用者が他の利用者と著しく異なる経路を利用することとならないよう留意します。

整備基準

解説

※ ここでは、全ての敷地内の通路が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する敷地内の通路については、p. 60（「7 全ての人が利用しやすい経路」）も参照してください。

下記以外の建築物

多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

(ウ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別することができるものとする。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・ p. 12（「2 階段」）参照

・ p. 16（「3 傾斜路」）参照

・ 敷地内の通路で、勾配が20分の1を超えない緩やかな斜面は、傾斜路とみなさない。

＜バリアフリー法施行令＞

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

・ 公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する敷地内の通路」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第23条、第24条）

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・ p. 12（「2 階段」）参照

・ p. 16（「3 傾斜路」）参照

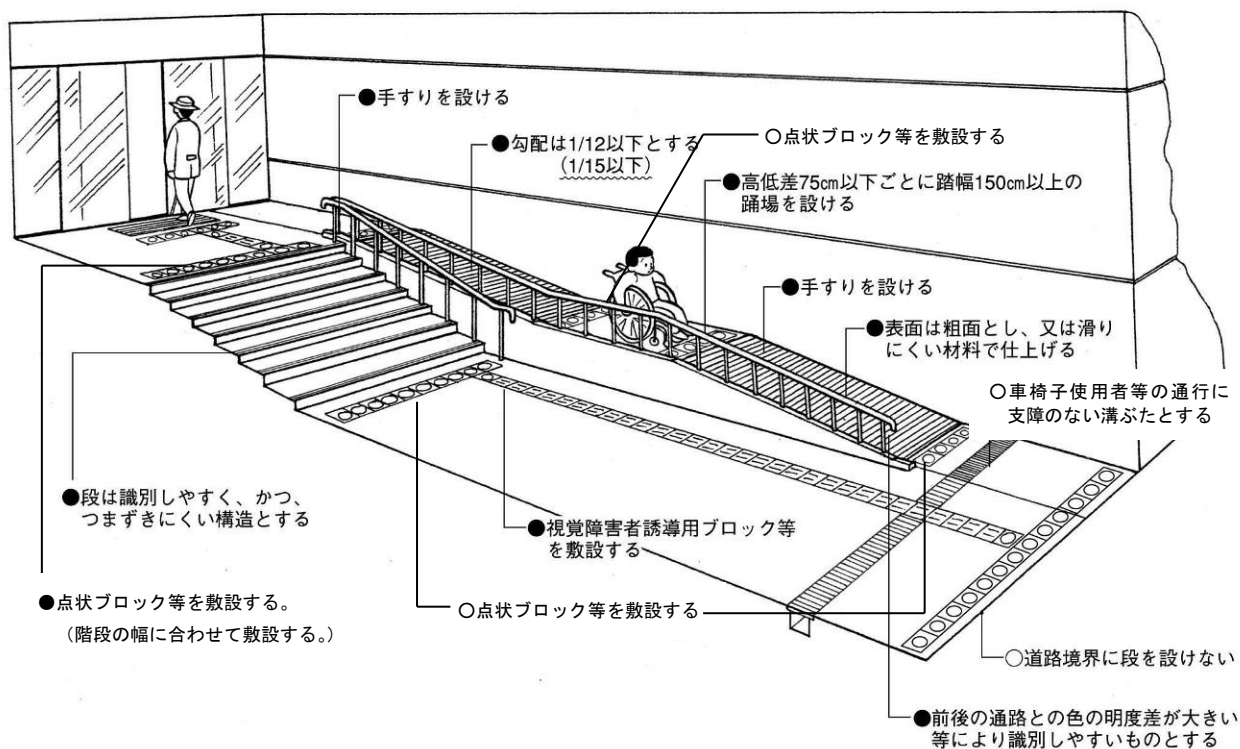
条例第6章の適用対象建築物

整備例

●：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）

○：整備が望ましい項目

敷地内の通路の整備例



傾斜路の位置案内表示例



敷地が広い場合等、遠くからでも傾斜路の設置場所が分かりやすいように案内表示をするためのマークの例。

整備が望ましい項目	解説
<ul style="list-style-type: none">• 道路と敷地の境界において、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。• やむを得ず通路を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスター及びつえが落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 • 歩行者と自動車の動線は分離すること。• 敷地が広い場合等、必要に応じて案内板を設けること。	<ul style="list-style-type: none">• 溝ぶたの目が粗いと、車椅子のキャスターやつえが落ち込み、通行に支障となるだけでなく、転倒の危険もあります。• 格子型の場合、ピッチ 15 mm以下×100 mm以下等の細目タイプとします。

整備例

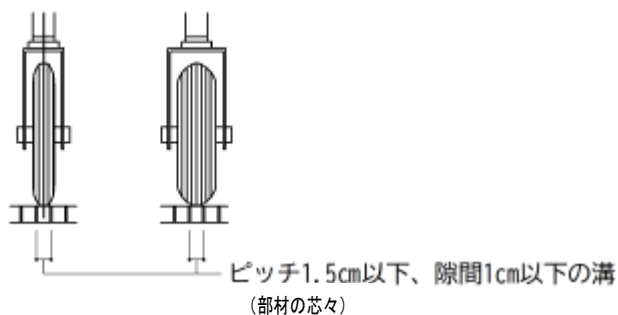
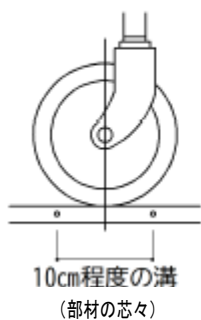
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

■排水溝等に車椅子の前輪が落下しない配慮

車椅子前輪の大きさ

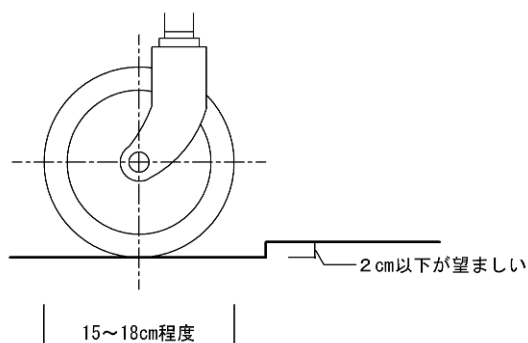
手動車椅子

電動車椅子



主要な経路上にある排水溝等の蓋の隙間は、杖先や車椅子の前輪が落ちないように目が細かいもの（ピッチ：1.5cm以下、隙間：1cm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

○段差の解消の例



※ 2cm以下の段は、段がある部分とはみなさない